

臨時保育室

<どんなもの>

県実施の催物や県が認める団体が実施する催物を開催する場合、子育て中の親が気軽に活動に参加できるよう、施設内に乳幼児を預かる臨時保育室を設置します。

<保育の内容は>

- ・ 月齢4か月から就学前の児童が対象です。
- ・ 最低2人の保育士が対応し、利用が増えると年齢に応じて加配されます。
- ・ おもちゃや寝具はありますが、おむつやミルク、飲み物、おやつなど、必要なものは保護者が持参します。

<利用方法は>

- ・ 保育士の派遣費用（賃金、旅費 等）は催物の主催者が負担します。
派遣費用…賃金 保育士1人につき6,300円
(準備、片付けを含めて5時間以内。5時間を超える場合は別途計算)
旅費 自宅から会場までの実費（駐車料金も含む）
- ・ 主催者は、40日前までに、富山県保育士会に開設申込をします。
- ・ 利用希望者について2週間前までに、富山県保育士会に報告してください。
- ・ 催物が終了したら、1週間以内に実績報告書を提出してください。
- ・ 保育士会からの請求に基づき、期限までに派遣費用を支払いしてください。

※ 詳しくは、富山県保育士会にお問い合わせください。

〒930-0094 富山県富山市安住町5番21号
(富山県総合福祉会館「サンシップとやま」 内)
TEL 076-433-7110

[流れ]

